

【機関等名】

緑資源公団

【所在地等】

(緑資源公団)

郵便番号 102-0094

所在地 千代田区紀尾井町3-29

T E L 03-3222-1211

F A X 03-3222-1455

U R L <http://www.green.go.jp/>

(東京支所)

郵便番号 102-0094

所在地 千代田区紀尾井町3-29

T E L 03-3222-1202

(緑資源公団芝公園事務所)

郵便番号 105-0011

所在地 港区芝公園2-4-1 秀和芝パークビル B館

T E L 03-3433-0171

F A X 03-3433-5465

【設置根拠】

緑資源公団法（昭和31年4月27日法律第85号）

【所掌事務】

- (1) 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内において、当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること。
- (2) (1) の事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。
- (3) (1)、(2) の事業の施行により開設され、改良され、又は復旧された林道の維持、修繕その他の管理を行うこと。
- (4) (1) の事業の施行により森林の造成の事業を行うことが経済的かつ技術的に可能と

なつた地域内における森林の造成の事業を当該土地の所有者の委託により行うこと。

- (5) 豊富な森林資源を有する国有林（森林法第2条第3項に規定する国有林をいう。）と民有林（同項に規定する民有林をいう。）とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であつて、国有林野事業（国有林野事業特別会計法第1条第2項に規定する国有林野事業をいう。）として行われるものを国の委託により行うこと。
- (6) 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要があるものとして農林水産大臣が指定する地域内の土地につき、分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行うこと。
- (7) 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、前号の農林水産大臣の指定する地域であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として政令で定める要件に該当するもの（以下「特定地域」という。）の区域内において、同号の事業及びイからハまでの事業を一体として行う事業（これと併せて行うニ又はホの事業を含む。）で、その事業による受益が相当範囲にわたり、かつ、その事業の実施が当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められるもの（以下「特定地域整備事業」という。）を行うこと。
- イ 農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの（これらの事業と併せて行う農用地間における地目変換の事業を含む。）
- ロ 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの（以下「土地改良施設」という。）の新設又は改良
- ハ 農用地（政令で定めるものに限る。）を林地とするための土地の形質の変更の事業
- ニ 分収林特別措置法第2条第2項に規定する育林者又は育林費負担者として同項に規定する分収育林契約の当事者となつて行う当該契約に基づく育林に係る事業
- ホ 造林又は育林を行うための林道の開設又は改良
- (8) (7) イの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。
- (9) (7) ロの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設又は同号ホの事業を行うことにより開設され、若しくは改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。
- (10) (1) から (9) の事業に附帯する事業を行うこと。

(11) 公団は、上記(1)から(10)の業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、地方公共団体又は森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、同項第1号の政令で定める区域内における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行することができる。

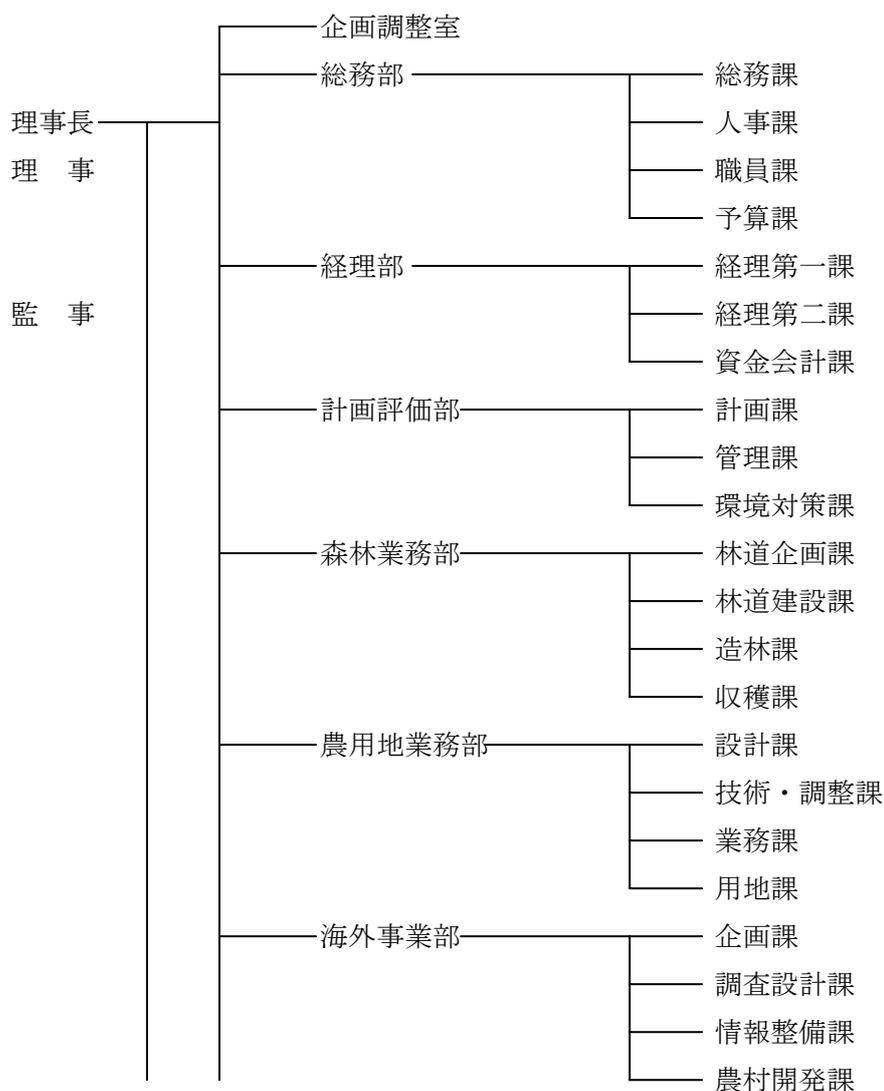
公団は、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

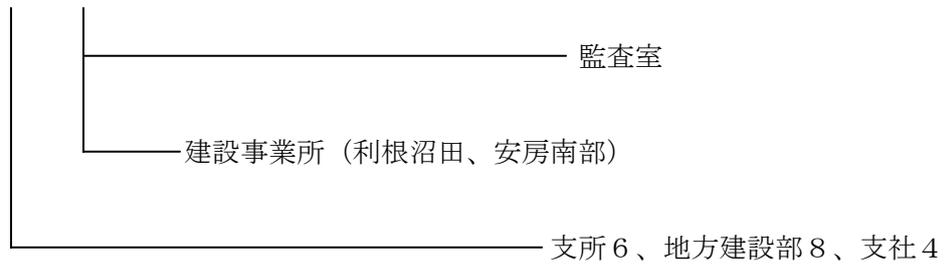
イ あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、国際協力事業団その他政令で定める者の委託により、開発途上にある海外の地域における農業開発（ロにおいて「海外農業開発」という。）に関する調査その他の業務（国際協力事業団以外の者の委託による場合にあつては、政令で定めるものに限る。）を行うこと。

ロ イの業務に関連して必要な海外農業開発に関する情報の収集及び整備を行うこと。

【組織】

(緑資源公団)





【情報開示請求窓口】

担当部署 本所総務課（水源林造成事業・大規模林業圏開発林道事業）
芝公園事務所人事課（特定中山間保全整備事業・海外農業開発事業
・農用地総合整備事業）

東京支所（水源林造成事業）

T E L 本所総務課 03-3222-1211

芝公園事務所 03-3433-0171

東京支所 03-3222-1202

【その他】

平成15年10月1日に独立行政法人へ移行予定

【機関等名】

石油公団

【所在地等】

郵便番号 100-8511

所在地 千代田区内幸町2-2-2

T E L 03-3597-7522

F A X 03-3591-0172

U R L <http://www.jnoc.go.jp>

【設置根拠】

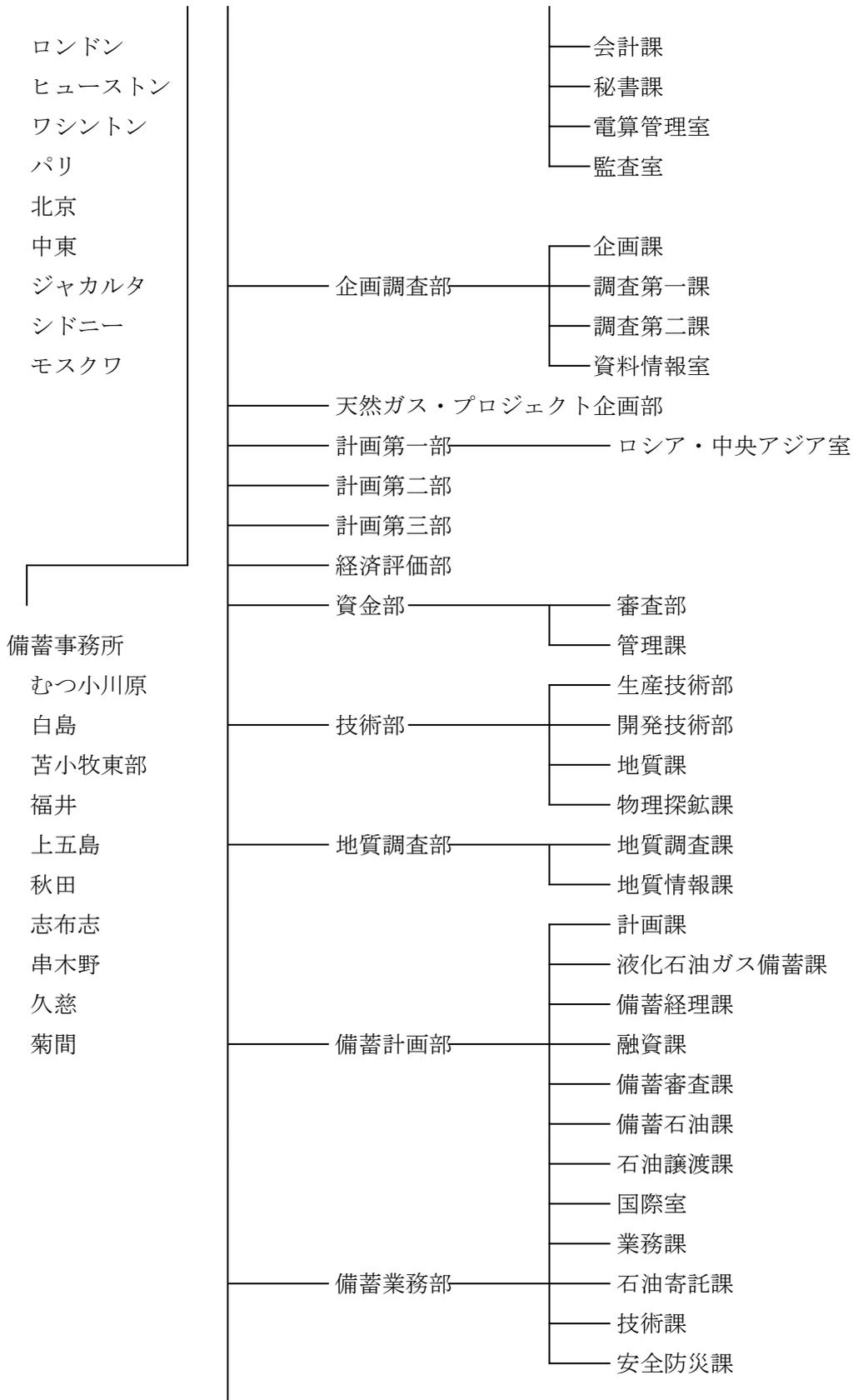
石油公団法（昭和42年7月29日法律第99号）

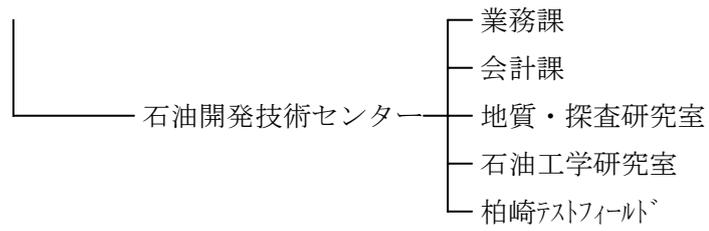
【所掌事務】

- (1) 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取並びに海外における可燃性天然ガスの液化に必要な資金を供給するための出資を行うこと。
- (2) 海外における石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。
- (3) 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証を行うこと。
- (4) 石油等の探鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。
- (5) 海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得を行うこと。
- (6) 国の委託を受けて、国家備蓄石油の管理を行うこと、また、それに関連して石油の取得、保有及び譲渡しを行うこと。
- (7) 備蓄用石油の購入資金の貸付けを行うこと。
- (8) 石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- (9) 石油開発に関連する資産の処分等業務を行うこと。等

【組織】







【情報開示請求窓口】

担当部署 情報公開窓口および財務諸表等閲覧室

T E L 03-3597-7522

F A X 03-3591-0172

【機関等名】

地域振興整備公団

【所在地等】

郵便番号 100-8906

所在地 千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門三井ビル

T E L 03-3501-5211

F A X 03-3501-5257

U R L <http://www.region.go.jp/>

【設置根拠】

地域振興整備公団法（昭和37年4月30日法律第95号）

【所掌事務】

(1) 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備のため必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

イ 健全な市街地を形成するために必要な宅地（公共の用に供する施設の敷地を含む。以下同じ。）の造成並びに造成された宅地の管理及び譲渡（第3号に該当するものを除く。）

ロ イ又はニの業務により造成された宅地の利用者の利便に供する施設の整備（国又は地方公共団体の委託により行うものを含む。）並びに当該施設の管理及び譲渡

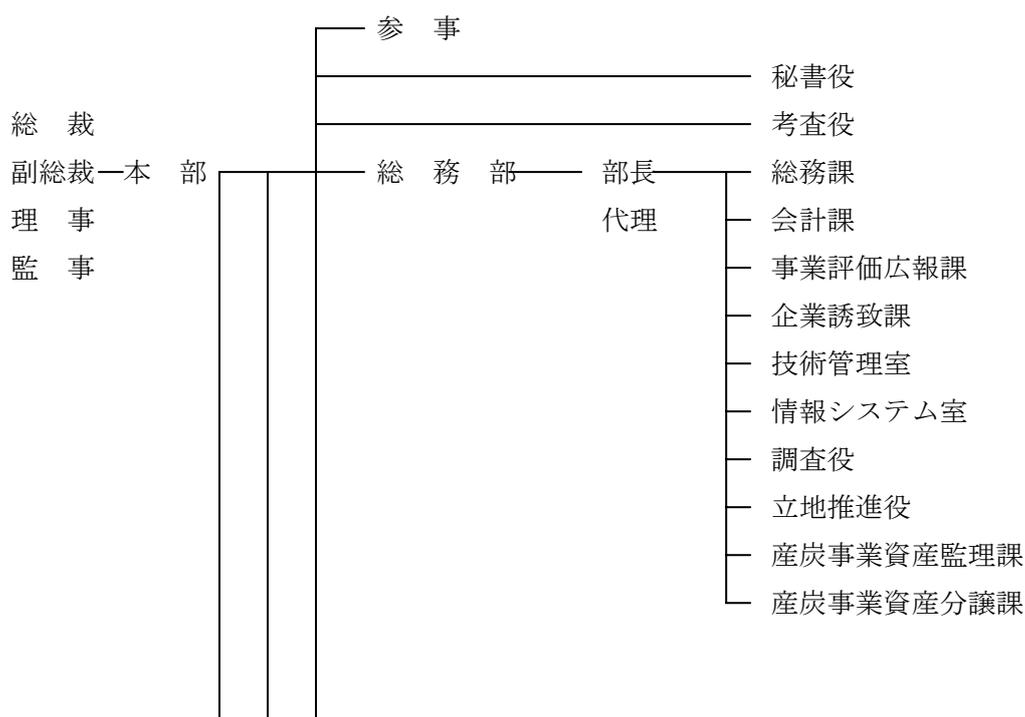
ハ 公団が行う宅地の造成（委託により行うものを除く。）と併せて整備されるべき道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設の整備（国又は地方公共団体の委託により行うものを含む。）並びに当該施設の管理及び譲渡

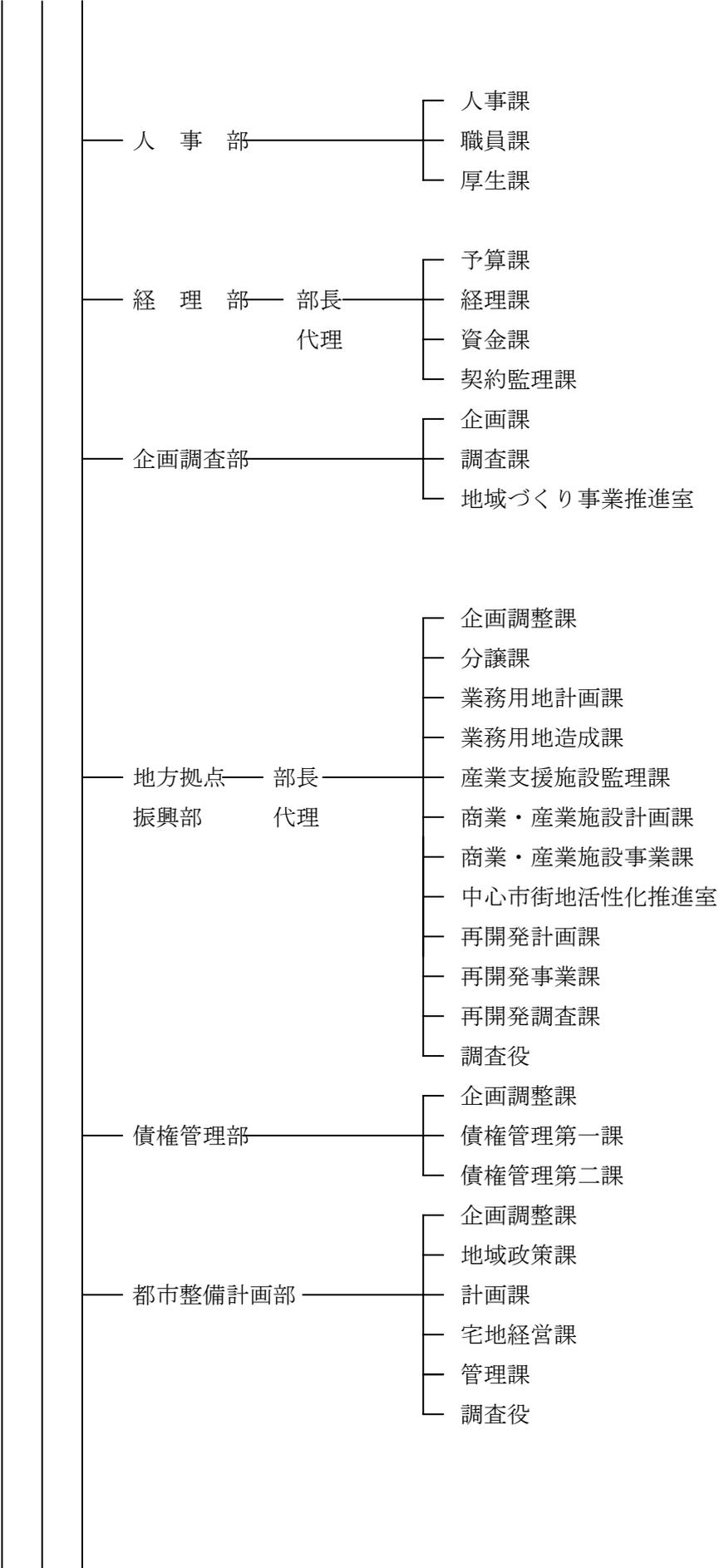
ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業の施行

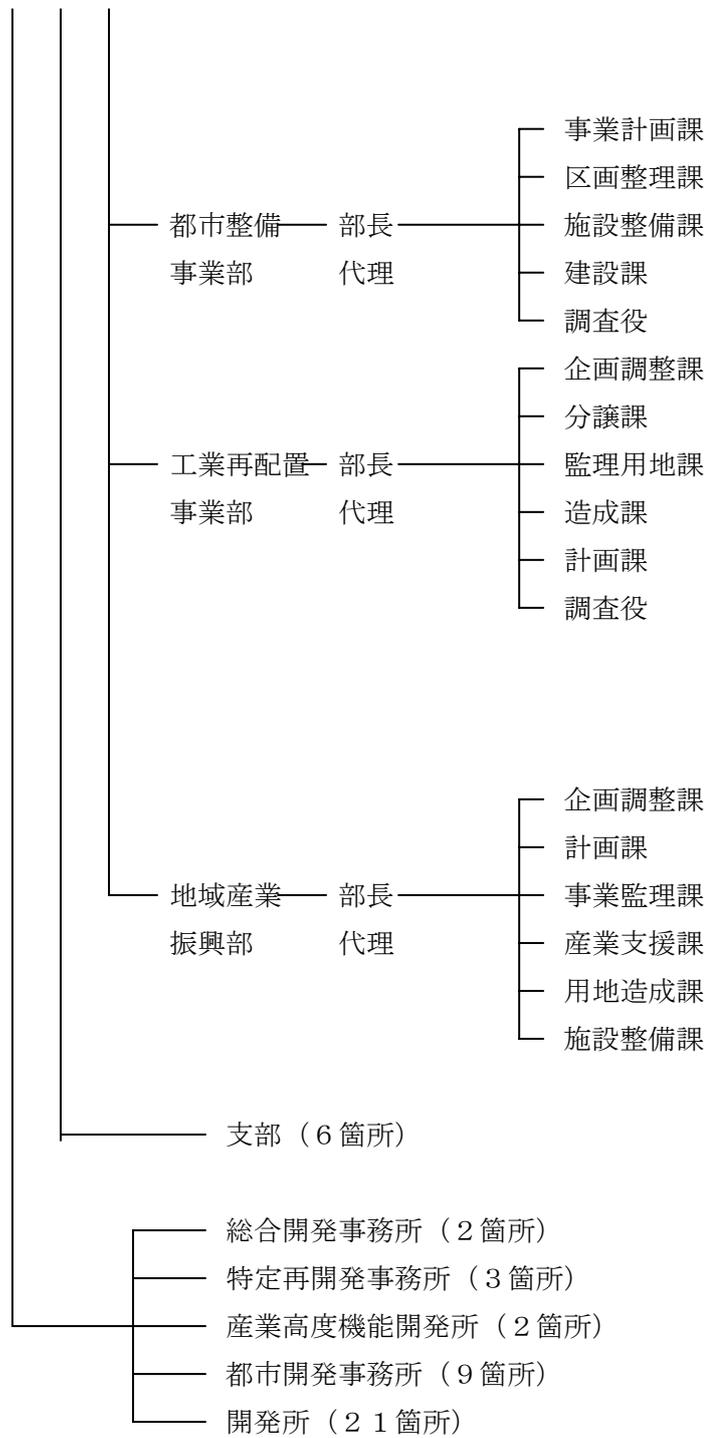
(2) 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとするものであってその移転に関し必要な資金の貸付けを日本政策投資銀行から受けた者から、当該貸付けに係る工場跡地を買い取り、及びこれを譲渡すること。

- (3) 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地(これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下同じ。)を造成し、当該工場用地の利用者の利便に供する施設を整備し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。
- (4) (1) 及び(3)に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務で政令で定めるものを行うこと。
- (5) (1) から (4) の業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の各号に掲げる業務を行うことができる。
 - イ 宅地の造成、管理及び譲渡並びに当該宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該宅地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡
 - ロ (1) に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び工業の再配置の促進のために必要な調査
 - ハ イの業務に関連する技術的援助並びに(1)に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び工業の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

【組織】







【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部事業評価広報課

T E L 03-3501-5211 (内線502)

【機関等名】

日本道路公団本社

- ・東京建設局
- ・東京管理局（西局）
- ・試験研究所

【所在地等】

（日本道路公団本社）

郵便番号 100-8979

所在地 千代田区霞が関3-3-2

T E L 03-3506-0111

U R L <http://www.jhnet.go.jp/>

（東京建設局）

郵便番号 105-0014

所在地 港区芝3-39-9

T E L 03-5418-2001

U R L <http://www.jhnet.go.jp/tokyo/>

（東京管理局（西局））

郵便番号 192-8648

所在地 八王子市宇津木町231

T E L 0426-91-1171

U R L http://www.jhnet.go.jp/tokyo3/index_j.html

（試験研究所）

郵便番号 194-8508

所在地 町田市忠生1-4-1

T E L 042-791-1621

U R L <http://www.jhri.jhnet.go.jp/>

【設置根拠】

日本道路公団法（昭和31年3月14日法律第6号）

【管轄区域】

(東京建設局)

東京都 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県)

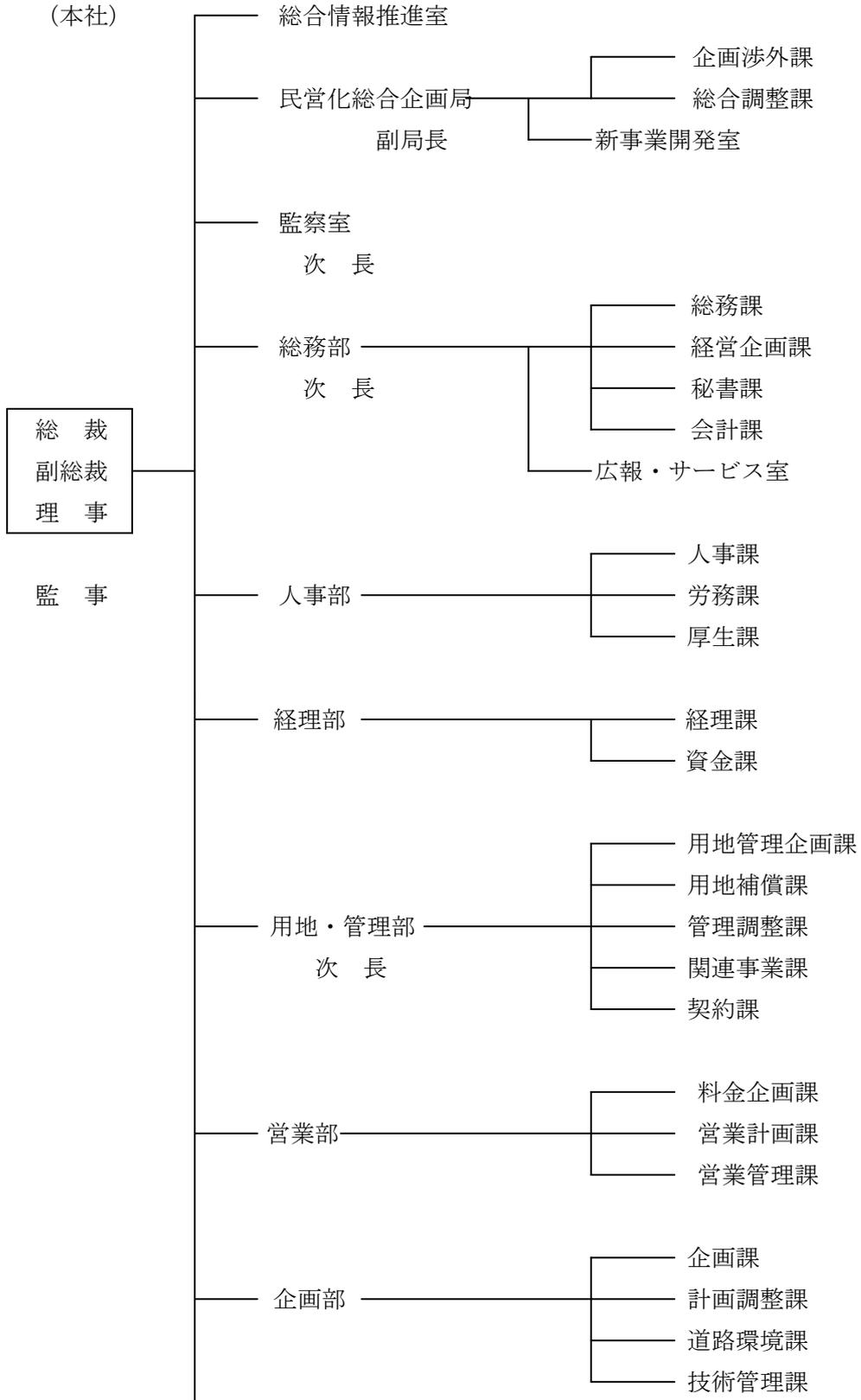
(東京管理局 (西局))

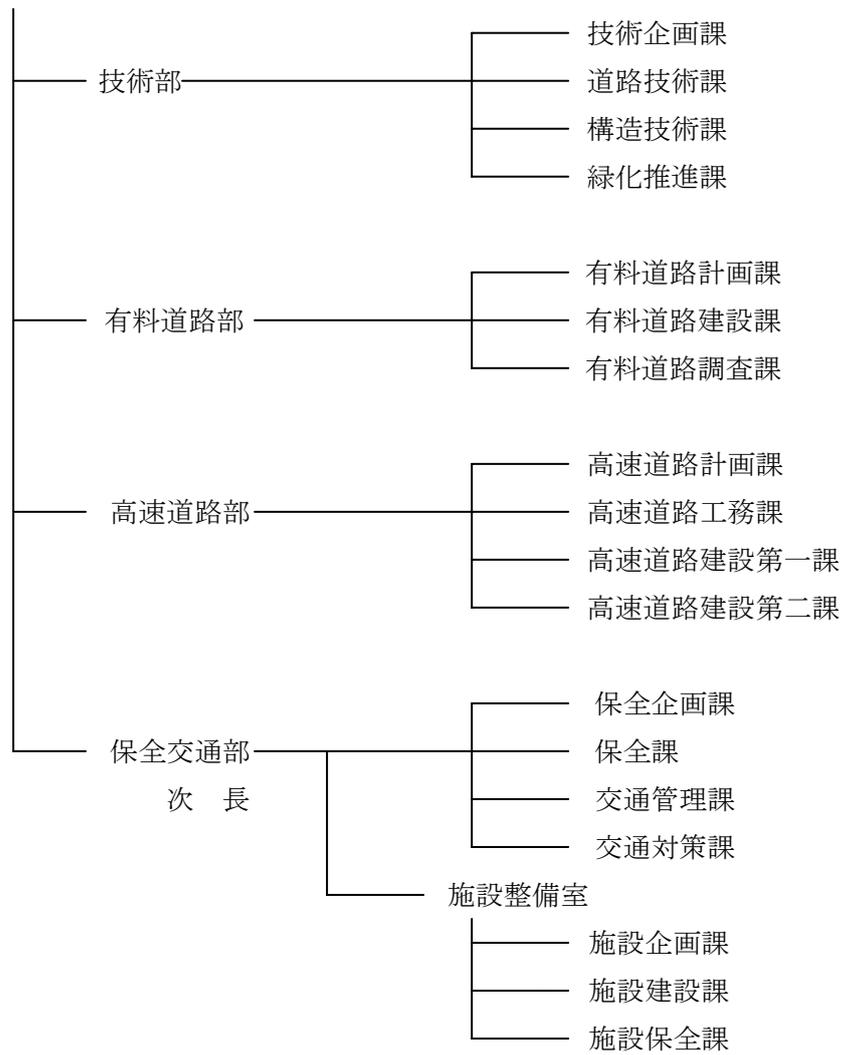
東京都 (群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

【所掌事務】

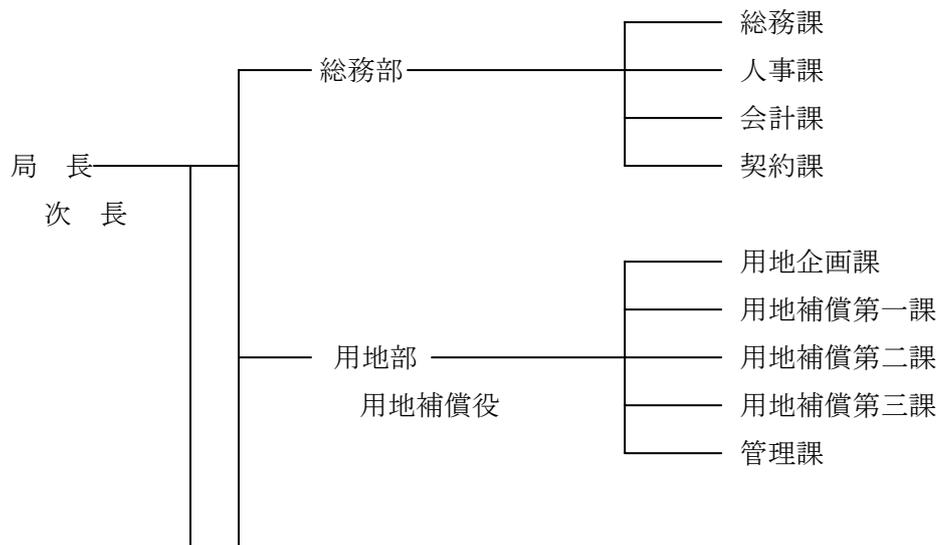
- (1) その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法による道路をいう。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。
- (2) (1) の道路に係る災害復旧工事を行うこと。
- (3) その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- (4) 高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。
- (5) 高速自動車国道と密接に関連し、かつ、自動車交通の能率の増進を図るために必要なトラックターミナル、貨物保管施設その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。
- (6) 上記 (1) から (5) に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (7) 上記 (1) から (6) の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うこと。
 - イ 国又は地方公共団体の委託に基づき、道路の新設及び改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
 - ロ 高速自動車国道法第11条の2第1項又は第5項の許可を受けた者の委託に基づき、同法第11条第2号に規定する通路その他の施設の建設及び管理を行うこと。
- (8) 公団は、上記の業務のほか、国土交通大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。
 - イ (1) の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設（以下「事務所等」という。）を、当該道路の新設又は改築に伴って公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。
 - ロ 委託に基づき、(1) の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。
- (9) 公団は、(4) 及び (8) の業務を行う場合においては、政令で定める基準に従ってしなければならない。

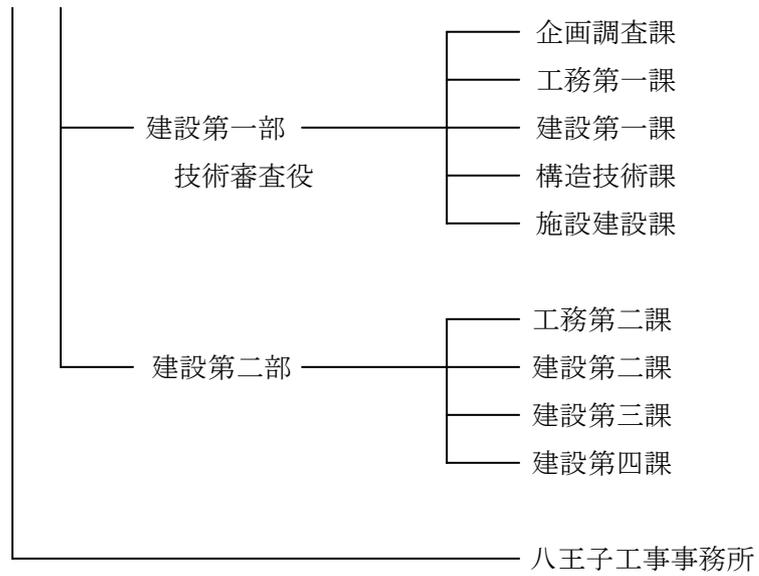
【組織】



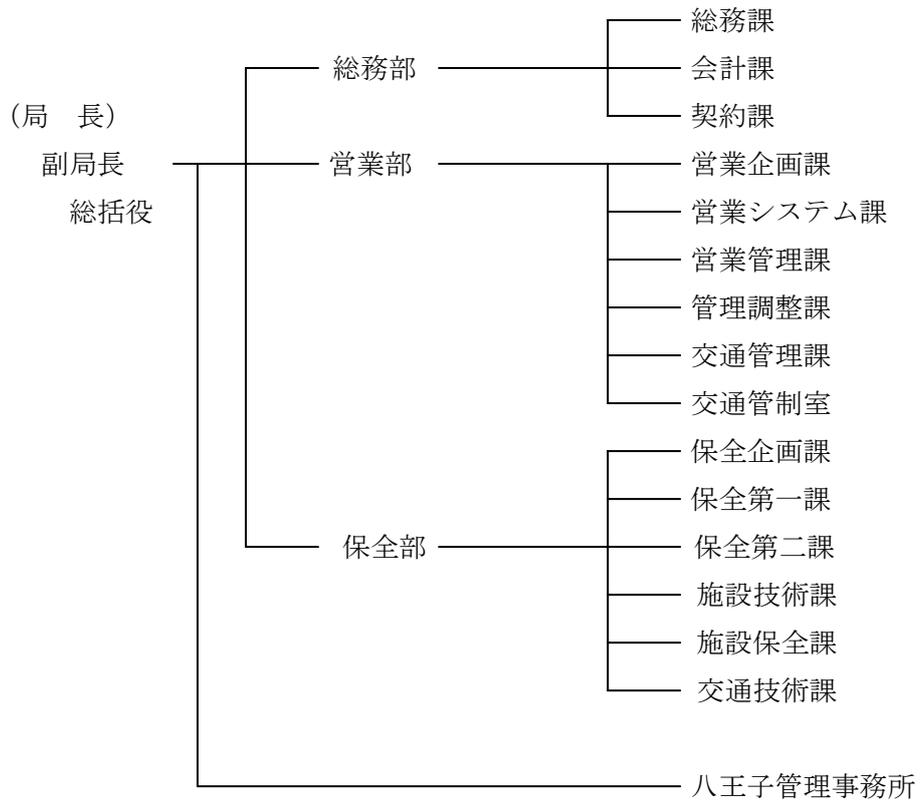


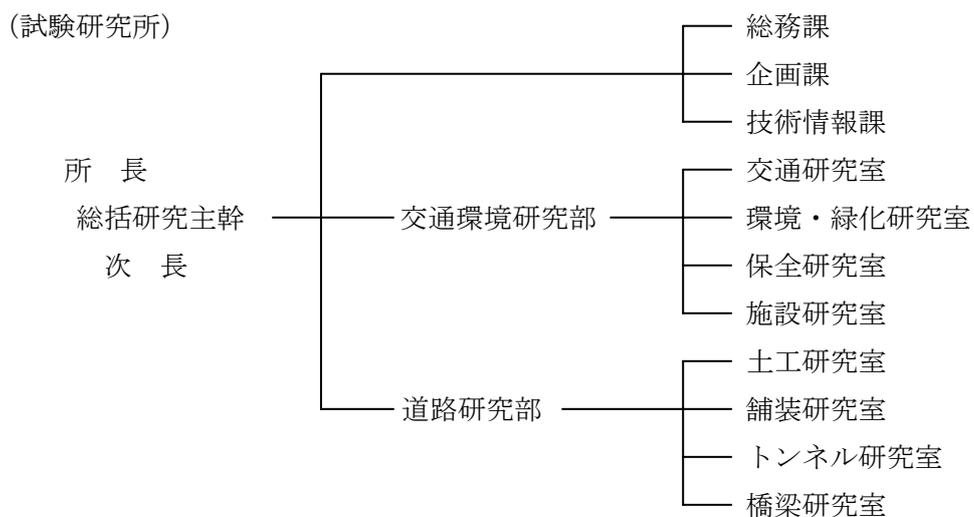
(東京建設局)





(東京管理局・(西局))





【情報開示請求窓口】

(日本道路公団本社)

担当部署 広報・サービス室

T E L 03-3506-0111

(東京建設局)

担当部署 総務課

T E L 03-5418-2001

(東京管理局 (西局))

担当部署 総務課

T E L 0426-91-1171

(試験研究所)

担当部署 総務課

T E L 042-791-1621

【機関等名】

首都高速道路公団

- ・東京建設局
- ・西東京管理局
- ・東東京管理局

【所在地等】

(首都高速道路公団本社)

郵便番号 100-8930

所在地 千代田区霞が関1-4-1

T E L 03-3502-7311 (大代表)

F A X 03-3595-3058 (総務部総務課)

U R L <http://www.mex.go.jp/>

(東京建設局)

郵便番号 160-0023

所在地 新宿区西新宿6-6-2

T E L 03-5320-1601

F A X 03-5320-1656

(西東京管理局)

[新富庁舎]

郵便番号 104-0041

所在地 中央区新富1-1-3

T E L 03-3552-1442

F A X 03-3552-1579

[平河町庁舎]

郵便番号 102-0093

所在地 千代田区平河町2-16-3

T E L 03-3264-8201

F A X 03-3264-8420

(東東京管理局)

郵便番号 103-0015

所在地 中央区日本橋箱崎町43-5

T E L 03-5640-4810

F A X 03-5640-4878

【設置根拠】

首都高速道路公団法（昭和34年4月14日法律第133号）

【所掌事務】

(1) 東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、次の業務を行う。

イ その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路（道路法第48条の2第1項の規定による指定を受けたものに限る。）で都市計画において定められたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。

ロ イの自動車専用道路に係る災害復旧工事を行うこと。

ハ イの自動車専用道路をその施行地区に含む都市再開発法に基づく市街地再開発事業で当該自動車専用道路の新設又は改築と一体的に行わなければ当該新設又は改築が著しく困難であるものを行うこと。

ニ 国若しくは地方公共団体の委託に基づきイの自動車専用道路の新設若しくは改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設若しくは改築で都市計画において定められた道路に係るものを行い、又は地方公共団体の委託に基づき都市再開発法に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行うこと。

ホ その利用について料金を徴収する路外駐車場を都市計画において定められたものの建設及び管理を行うこと。

ヘ イ、ロ及びホに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

ト イからへに掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

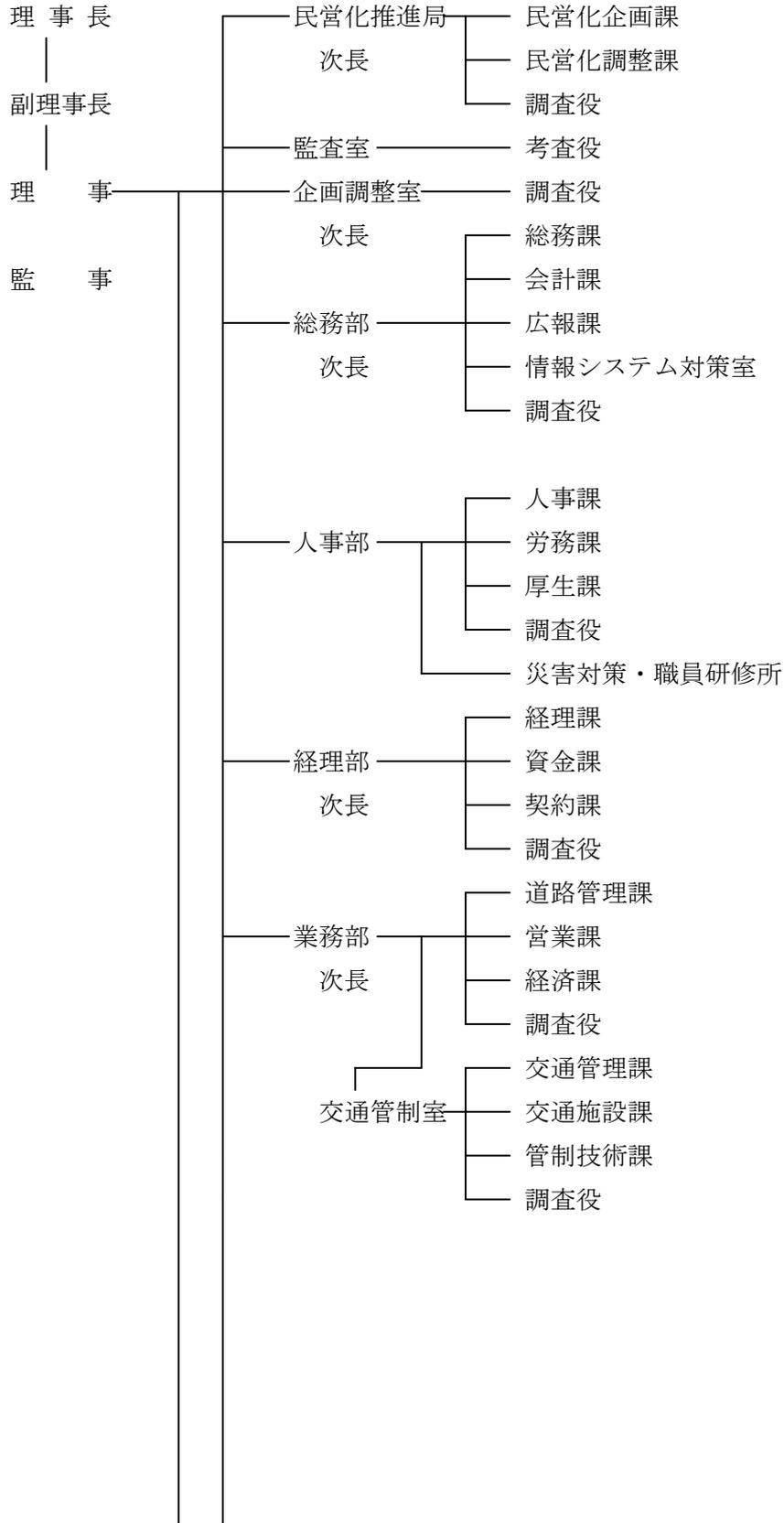
(2) 公団は、上記(1)の業務のほか、国土交通大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

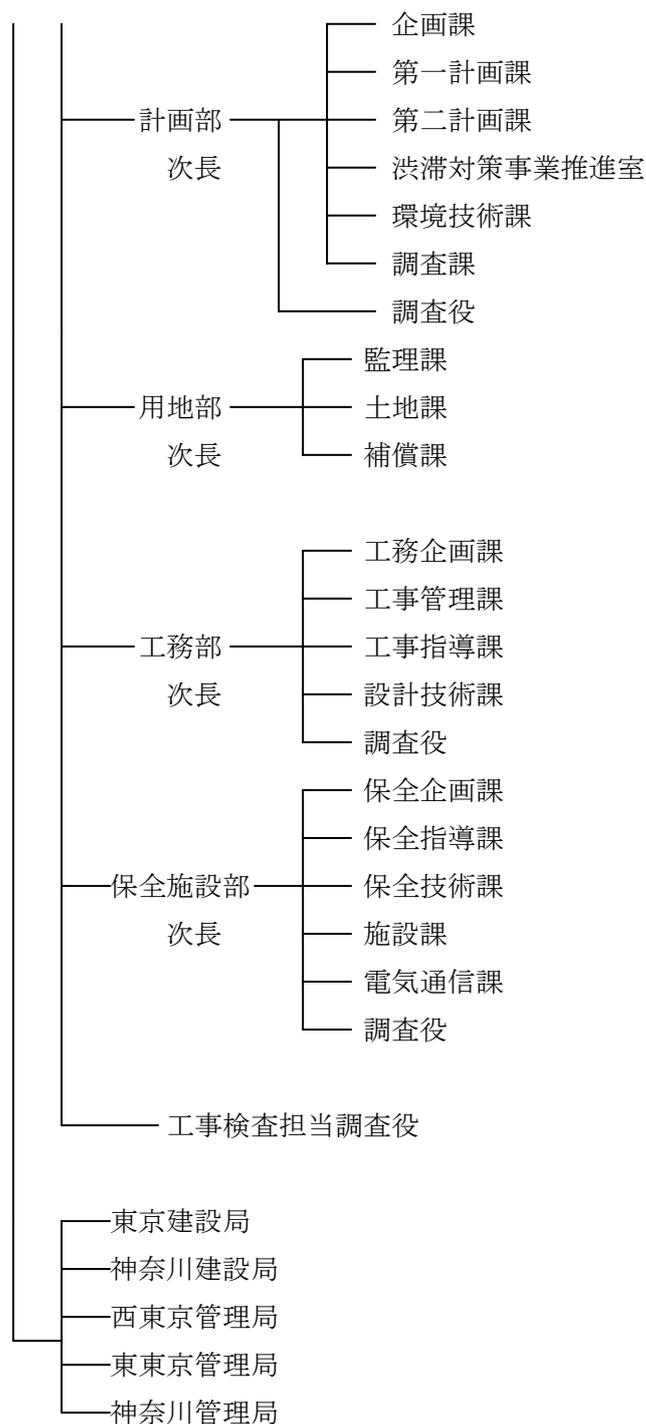
イ (1)イの自動車専用道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。

ロ 委託に基づき、(1)イの自動車専用道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

【組織】

(首都高速道路公団)





【情報開示請求窓口】

担当部署 本社総務部広報課情報公開窓口

T E L 03-3539-9524

F A X 03-3539-9526

【機関等名】

阪神高速道路公団 東京事務所

【所在地等】

郵便番号 107-0052

所在地 港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー東館

T E L 03-3582-5741

F A X 03-3585-8656

U R L <http://www/hepc.go.jp>

【設置根拠】

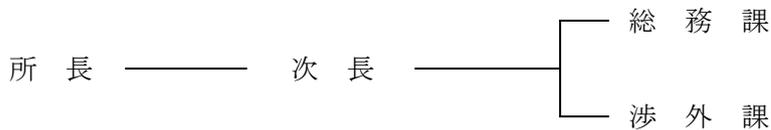
阪神高速道路公団組織規程（昭和46年4月16日阪神公団規程第8号）

【所掌事務】

- （1）中央行政機関及び関係公団との連絡並びに調整に関すること。
- （2）公団の業務に関する情報の収集に関すること。

【組織】

（阪神高速道路公団東京事務所）



【情報開示請求窓口】

担当部署 阪神高速道路公団総務部総務課情報公開係

T E L 06-6252-8121

F A X 06-6251-6933

【機関等名】

日本鉄道建設公団

- ・東京支社

〔出先機関〕

鉄道建設所（4箇所、うち東京都内3箇所）

鉄道機械建設所（2箇所、うち東京都内1箇所）

鉄道建築建設所（3箇所、うち東京都内2箇所）

- ・関東支社

〔出先機関〕

鉄道建設所（4箇所、うち東京都内0箇所）

鉄道機械建設所（1箇所、うち東京都内0箇所）

鉄道建築建設所（2箇所、うち東京都内0箇所）

鉄道電気建設所（11箇所、うち東京都内2箇所）

- ・国鉄清算事業本部

- ・国鉄清算事業本部東日本支社

〔出先機関〕

事務所（5箇所、うち東京都内2箇所）

【所在地等】

（日本鉄道建設公団東京支社）

郵便番号 171-0021

所在地 豊島区西池袋1-11-1 メトロポリタンプラザビル

T E L 03-5954-5212

F A X 03-5954-5236

（日本鉄道建設公団関東支社）

郵便番号 110-0014

所在地 台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

T E L 03-3845-7050

F A X 03-3845-8845

(日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部)

郵便番号 105-8434

所在地 港区西新橋2-8-6住友不動産日比谷ビル

T E L 03-3506-2336

F A X 03-3506-2330

U R L <http://www.jnrsh.gr.jp/>

(日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部東日本支社)

郵便番号 105-8434

所在地 港区西新橋2-8-6住友不動産日比谷ビル

T E L 03-3506-6508

F A X 03-3506-6502

U R L <http://www.jnrsh-east.gr.jp/>

【設置根拠】

日本鉄道建設公団法（昭和39年2月29日法律第3号）

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年10月19日法律第136号）

【管轄区域】

(日本鉄道建設公団東京支社)

所 管 区 域
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

所 管 す る 線 区
鹿島線、京葉線、小金線、根岸線、武蔵野線、中央新幹線（東京都、神奈川県内）、東京モノレール羽田線、みなとみらい21線、臨海副都心線、常磐新線（秋葉原起点14.776キロメートル地点以南の区間に限る。）

(日本鉄道建設公団関東支社)

所 管 区 域
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、全国の電気関係業務

所 管 す る 線 区
中央新幹線(山梨県、長野県、静岡県内)、小田原線(第2期)、常磐新線(秋葉原起点14.776キロメートル地点以北の区間に限る。)、山梨実験線

(日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部)

所 管 区 域
沖縄県以外の全都道府県

(日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部東日本支社)

所 管 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、富山県、静岡県、三重県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県

【所掌事務】

(一般業務)

- (1) 全国新幹線鉄道整備法による新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
- (2) 全国新幹線鉄道整備法 の規定により新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
- (3) 前記(1)により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
- (4) 国土交通省令で定める規格を有する鉄道(新幹線鉄道を除く。)又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良を行うこと。
- (5) 前記(4)により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者又は軌道経営者に貸し付け、又は譲渡すること。
- (6) 前記(3)又は(5)により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
- (7) 前記(1)～(6)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) なお、(1)～(7)の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

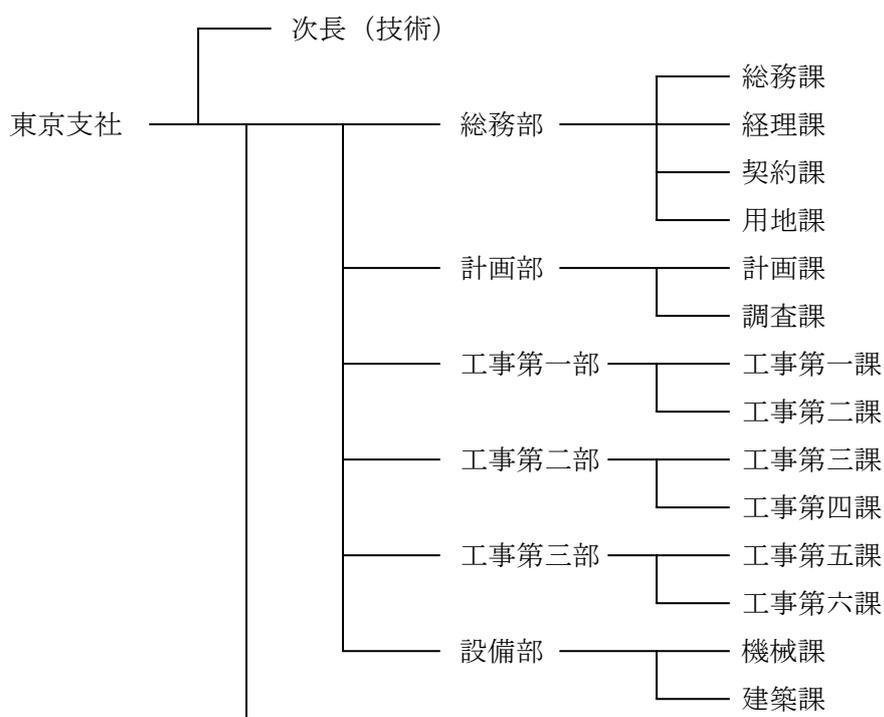
- イ (1) 又は(4)の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設を、当該鉄道施設の建設に伴って公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。
- ロ 委託に基づき、鉄道に関する工事並びにこれに関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

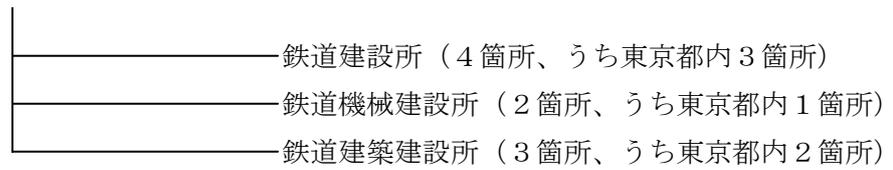
(特例業務)

- (1) 年金の給付に要する費用等の支払
- (2) 日本国有鉄道清算事業団から承継した土地、株式等の資産の処分
- (3) 日本国有鉄道清算事業団から承継した土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備等
- (4) 前記(1)～(3)に掲げるもののほか、日本国有鉄道清算事業団の解散のときにおいて日本鉄道建設公団が承継した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務
- (5) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(証券取引所に上場されている株式を発行しているものを除く)に対する資金の貸付け
- (6) 受託業務((3)の業務に関連して行うものに限る)
- (7) 日本鉄道建設公団の委託により特例業務の一部を行う事業及び特例業務と密接に関連する事業への投資

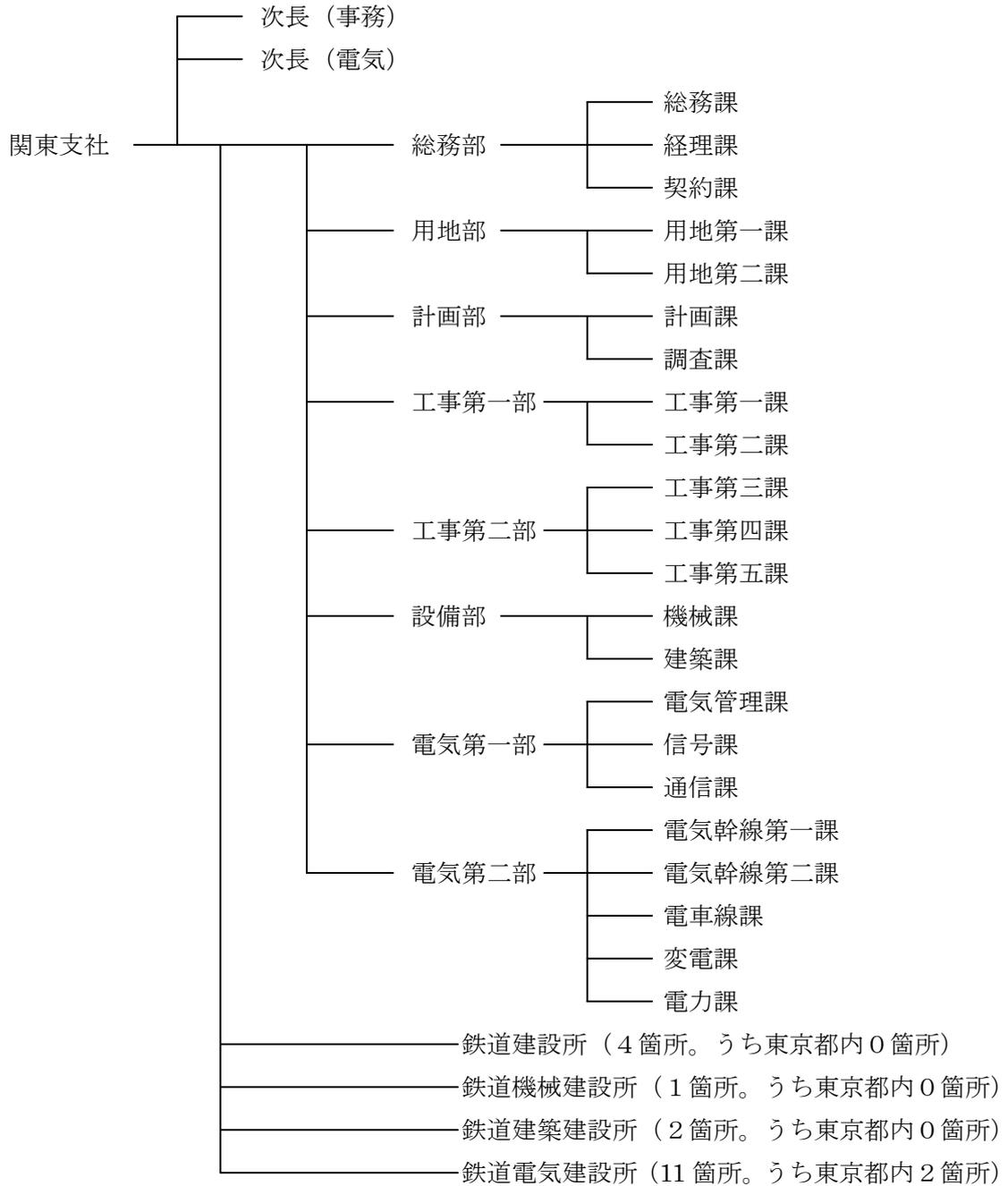
【組織】

(日本鉄道建設公団東京支社)

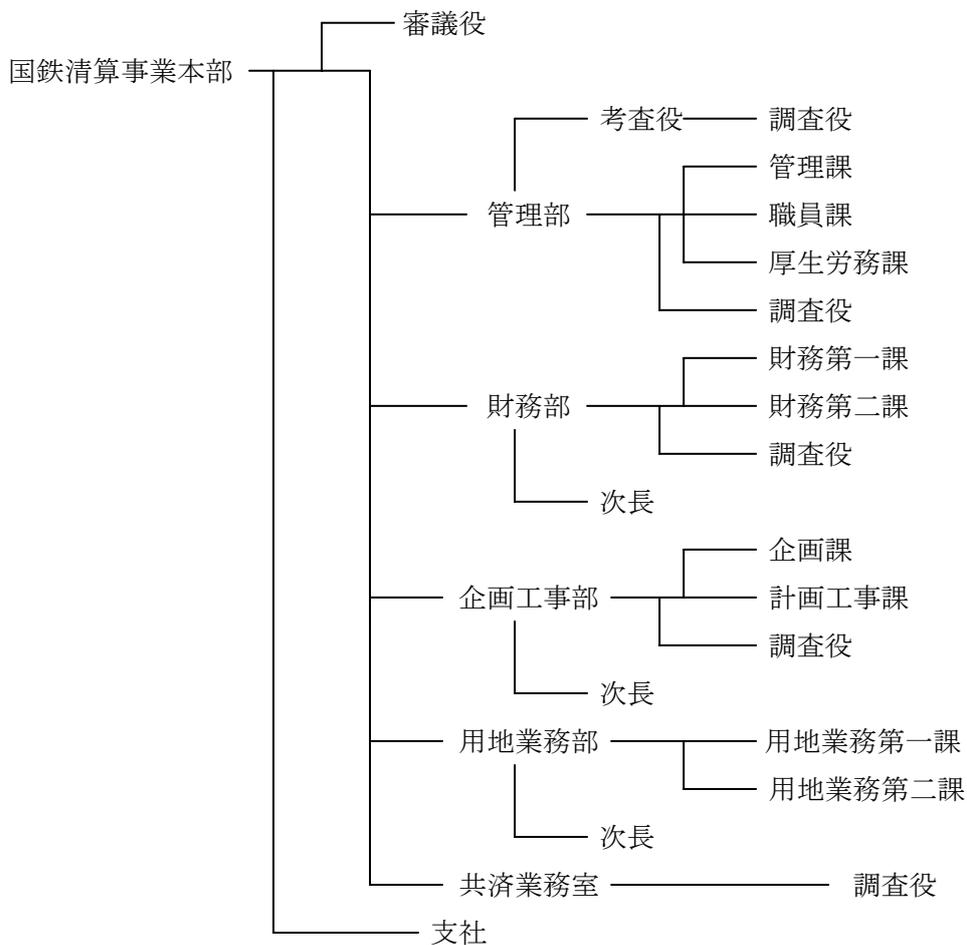




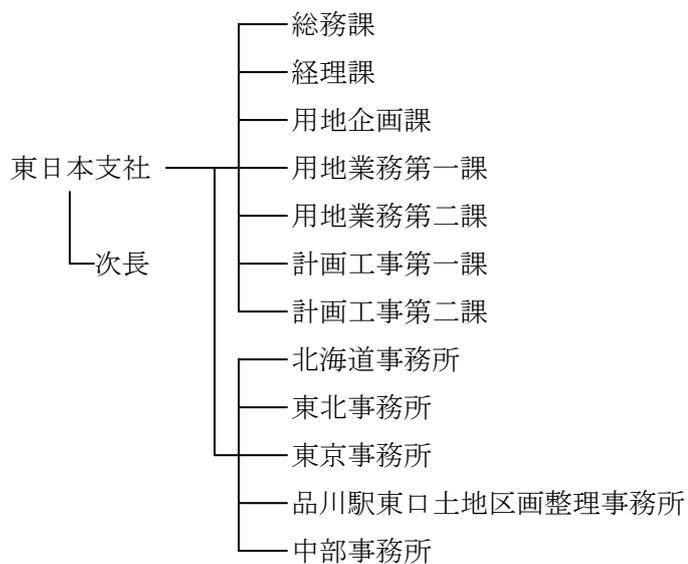
(日本鉄道建設公団関東支社)



(日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部)



(日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部東日本支社)



【情報開示請求窓口】

(日本鉄道建設公団東京支社)

担当部署 総務部総務課

T E L 03-5954-5212

F A X 03-5954-5236

(日本鉄道建設公団関東支社)

担当部署 総務部総務課

T E L 03-3845-7050

F A X 03-3845-8845

(日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部)

担当部署 管理部管理課

T E L 03-3506-2336

F A X 03-3506-2330

【その他】

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）において、日本鉄道建設公団については、一部事業の見直しが指摘されるとともに、組織についても運輸施設整備事業団との統合の上、新たに設立される独立行政法人に移行することとされました。この方針に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法が平成14年12月18日に公布され、平成15年10月1日に施行されます。

これにより同公団は平成15年10月1日の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の成立の時に於いて解散することになります。

【機関等名】

新東京国際空港公団東京事務所

【所在地等】

郵便番号 100-0005

所在地 千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング（11階）

T E L 03-3216-6685

F A X 03-3216-6694

U R L <http://www.narita-airport.or.jp/naa/>

【設置根拠】

新東京国際空港公団法（昭和40年6月2日法律第115号）

【所掌事務】

- （1）新東京国際空港の設置及び管理を行なうこと。
- （2）新東京国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法に規定する航空保安施設の設置及び管理を行なうこと。
- （3）新東京国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。
- （4）新東京国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、損失を補償するため、騒音防止工事等を行なう者に対する助成、住居を移転する者に対する損失の補償、緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡その他の必要な業務を行なうこと。
- （5）前記（1）～（4）の業務に附帯する業務を行なうこと。
- （6）なお前記（1）～（5）の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。
 - イ 前記（3）に規定する施設以外の施設で、新東京国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。
 - ロ 委託に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

【組織】

東京事務所一次長一調査役

【情報開示請求窓口】

担当部署 新東京国際空港公団総務部情報公開室

T E L 0 4 7 6 - 3 4 - 5 4 2 7

F A X 0 4 7 6 - 3 0 - 1 5 7 3

【機関等名】

本州四国連絡橋公団 総務経理部東京分室

【所在地等】

郵便番号 105-0001

所在地 港区虎ノ門5-1-5 虎ノ門45MTビル

T E L 03-3434-7281(代表)

F A X 03-3578-9298

U R L <http://www.hsba.go.jp/>

【設置根拠】

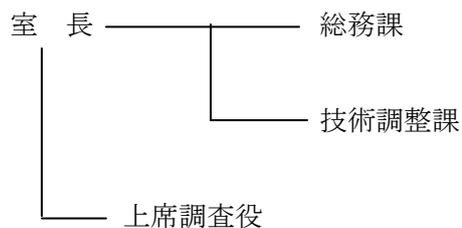
本州四国連絡橋公団法（昭和45年5月20日法律第81号）

本州四国連絡橋公団組織規程（昭和45年9月14日本四公団規程昭和45年第2号）

【所掌事務】

- (1) 中央行政機関等との連絡及び渉外に関すること。
- (2) 公団の業務に関する情報の収集に関すること。
- (3) 試験施設の運用に係る連絡調整に関すること。
- (4) 大規模な橋梁の計画及び技術に関する情報の収集に関すること。
- (5) 大規模な橋梁の技術の開発及び改善に係る連絡調整に関すること。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 本州四国連絡橋公団本社総務部総務課

T E L 078-291-1000(代表)

F A X 078-291-1363

担当部署 本州四国連絡橋公団第一管理局総務部総務課

T E L 078-782-5400(代表)

F A X 078-782-9985

担当部署 本州四国連絡橋公団第二管理局総務部総務課

T E L 0 8 6 - 2 5 5 - 1 8 1 1 (代表)

F A X 0 8 6 - 2 5 5 - 1 9 9 3

担当部署 本州四国連絡橋公団第三管理局総務部総務課

T E L 0 8 4 8 - 2 2 - 5 2 1 1 (代表)

F A X 0 8 4 8 - 2 2 - 5 2 1 7

【機関等名】

都市基盤整備公団

- ・ 土地有効利用事業本部
- ・ 首都圏募集販売本部
- ・ 総合研究所技術センター
- ・ 東京支社

【所在地等】

(土地有効利用事業本部)

郵便番号 163-1313

所在地 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階

T E L 03-5323-0625

F A X 03-5323-0638

U R L <http://www.udc.go.jp/tochi/>

(首都圏募集販売本部)

郵便番号 163-1321

所在地 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー16・21階

T E L 03-3347-0411

F A X 03-3347-4274

U R L <http://www.udc.go.jp/bosen/>

(総合研究所技術センター)

郵便番号 192-0032

所在地 八王子市石川町2683-3

T E L 0426-44-3751

F A X 0426-44-3755

U R L <http://www.udc.go.jp/lab/index.html>

(東京支社)

郵便番号 163-1382

所在地 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17～19階

T E L 03-5323-2990

F A X 03-5323-2930

U R L <http://www.udc.go.jp/tokyo/index.html>

【設置根拠】

都市基盤整備公団法（平成11年6月16日法律第76号）

【管轄区域】

（土地有効利用事業本部）

（1）土地有効利用事業

四大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏、北九州・福岡大都市圏）等の既成市街地（昭和45年DID(人口集中地区)及びこれに接続する臨海部の地域）

（2）都市再開発事業、都市整備事業、居住環境整備事業

東京23区（計画関連業務に限る）

（3）防災公園街区整備事業

四大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏、北九州・福岡大都市圏）等の既成市街地及びこれらと連担し一体の市街地を形成する地域（昭和45年DID(人口集中地区)連担地域等）

（首都圏募集販売本部）

首都圏域（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県等）

（東京支社）

東京都、茨城県（都市整備事業を除く）、栃木県、群馬県、長野県、新潟県、山梨県、秋田県、山形県、宮城県、岩手県、福島県、青森県及び北海道

【主な所掌事務】

（土地有効利用事業本部）

（1）土地有効利用事業に係る土地取得計画の策定、土地の取得及び管理、整備計画の策定、譲渡等計画の策定、整備した敷地等の譲渡等

（2）都市再開発事業、都市整備事業及び居住環境整備事業に係る事業候補地の選定、地区決定、土地の取得及び管理、個別基本方針の策定等

（3）防災公園街区整備事業に係る基本計画等の策定、土地の取得及び管理、整備した敷地の管理及び譲渡等

（首都圏募集販売本部）

（1）首都圏域における宅地及び整備敷地の賃借人及び譲受人の募集及び決定、賃貸借契約及譲渡契約の締結及び登記、賃貸料及び譲渡価格等の算定、賃貸料及び譲渡代金等の収納（債権の保全を含む。）、賃貸その他の管理及び譲渡並びに宅地債権の積立

者の管理

- (2) 首都圏域における住宅（あらかじめ借借人又は譲受人を決定することとなるものを除く。）の借借人及び譲受人の募集及び決定、賃貸借契約の締結並びに特別住宅債権の積立者の管理
- (3) 宅地及び住宅（あらかじめ借借人又は譲受人を決定することとなるものを除く。）に係る賃貸、譲渡等にかかる相談

(総合研究所技術センター)

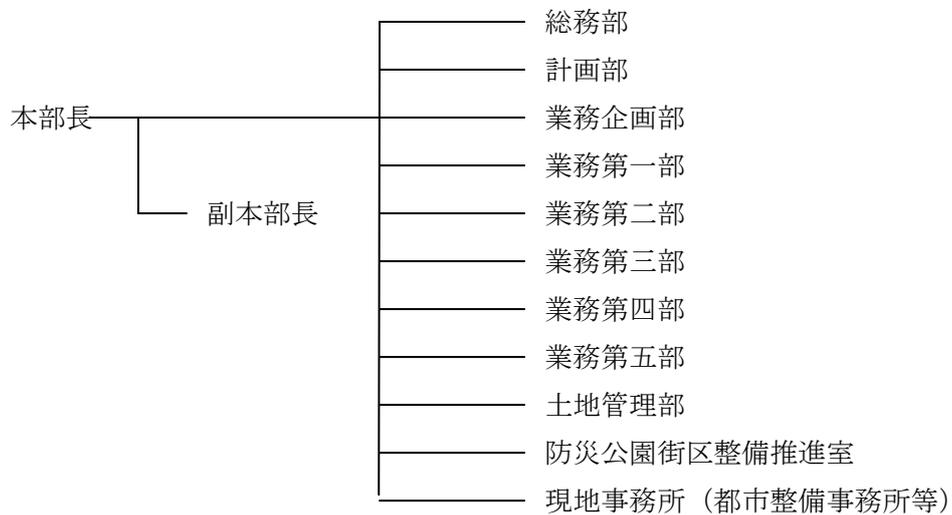
- (1) 公団の業務に必要な調査研究、技術開発及び試験等の実施
- (2) 公団の業務に必要な調査研究、技術開発及び試験等に係る情報（国際情報を含む。）の収集、管理及び提供並びに研究結果に基づく提言及び普及

(東京支社)

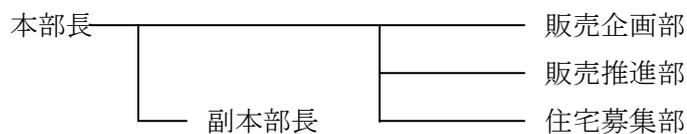
管轄区域内における居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理

【組織】

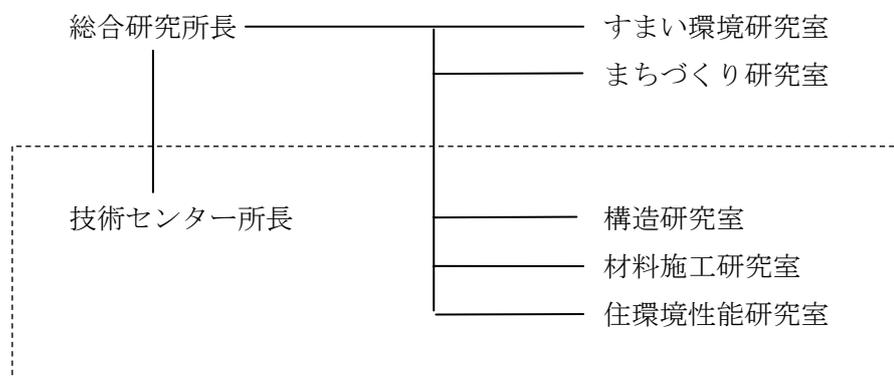
(土地有効利用事業本部)



(首都圏募集販売本部)

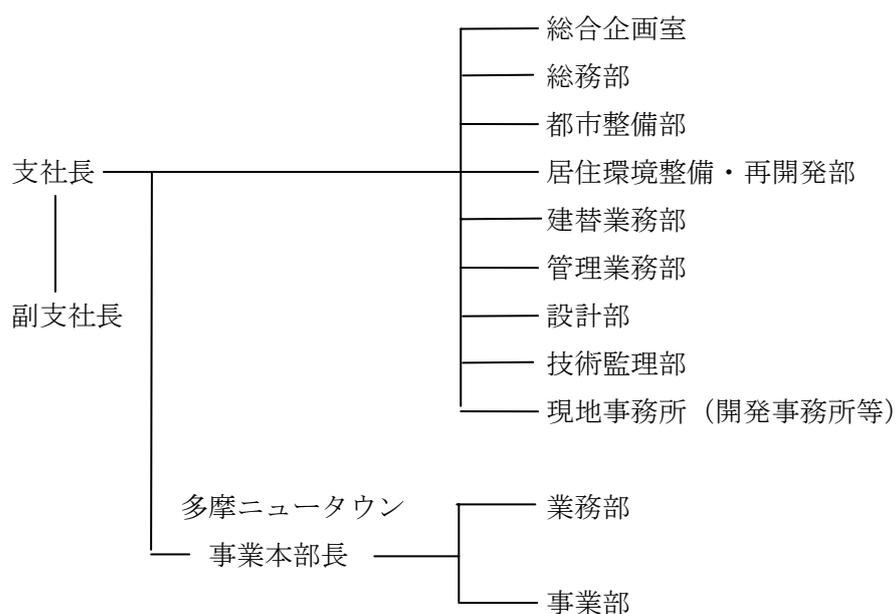


(総合研究所技術センター)



※破線内は技術センター（東京都八王子市）に所在

(東京支社)



【情報公開窓口】

(東京都内に所在する窓口)

担当部署 土地有効利用事業本部情報公開室

首都圏募集販売本部情報公開室

東京支社情報公開室

T E L 03-5323-4718 新宿アイランド窓口

